

横須賀市報

第 1 8 4 2 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇手数料条例等中一部改正……………	14973
告 示	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	〃
◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……………	14974
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定介護予防サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	14975
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について中一部改正……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇地籍調査の実施について……………	14976
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	14977
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	14978
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇指定管理者の公募について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	14979
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
選挙管理委員会告示	
◇選挙権を有する方の50分の1の数について……………	〃
◇選挙権を有する方の3分の1の数について……………	〃
◇選挙権を有する方の6分の1の数について……………	〃

- ◇選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について…………… 〃
- 土地開発公社公告
- ◇令和3年度横須賀市土地開発公社事業報告について…………… 〃
- ◇令和3年度横須賀市土地開発公社決算について…………… 14980

条 例

手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年5月31日
横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第32号 (令和4年5月31日)
掲 示 済
手数料条例等の一部を改正する条例
(手数料条例の一部改正)
第1条 手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表第7第1項第27号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同項第27号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同項第40号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第41号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。
(建築基準条例の一部改正)
第2条 建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。
第53条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。
第53条の2中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第120号
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。
令和4年6月27日
横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年6月1日	コペルプラス 横須賀教室	横須賀市日の出町1丁目2番地2第3明香ビル1階	放課後等デイサービス	横須賀市日の出町一丁目2番地2第3明香ビル1階 ラヴィアンジュール合同会社 代表社員 松田 富美子

横須賀市告示第121号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止す

る旨の届出がありました。
令和4年6月27日
横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年5月31日	SUN放課後等デイサービス	横須賀市森崎1丁目3番12号	放課後等デイサービス	横須賀市米が浜通二丁目6番地23 株式会社win 代表取締役 千葉 純子

横須賀市告示第 122 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第41条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しま

した。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 6 月 1 日	ジョイライフ訪問介護	横須賀市大矢部 1 丁目10 番 4 － 101 号	訪問介護	横須賀市大矢部一丁目10番 4 － 102 号 J O Y ライフ合同会社 代表社員 加 藤 裕 子
同	くじらぐも	横須賀市須軽谷 736 番地 トラリュウムオコシ 203	訪問介護	横須賀市須軽谷 736 番地 株式会社 f u k u b o k u 代表取締役 廣 川 真
同	あうる訪問看護リハビリステーション北久里浜	横須賀市根岸町 5 丁目16 番 3 号ハビタ 4 番館 2 A 号室	訪問看護	横浜市金沢区六浦一丁目17番21号 テイト・エンタープライズ株式会社 代表取締役 呉 島 声 仁
同	よこすか みかん	横須賀市長沢 1 丁目 3 番 15号	訪問看護	三浦市初声町下宮田 489 番地11 3 F 株式会社みかん 代表取締役 高 橋 宏 美

横須賀市告示第 123 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 6 月 1 日	ケアプラン青い鳥 Q u e s t	横須賀市船越町 1 丁目50 番地安田アパート 101	居宅介護支援	横須賀市追浜東町三丁目64番地ハイ ツ丸山 1 F 株式会社やまのわ 代表取締役 山 名 伸 枝

横須賀市告示第 124 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第53条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 6 月 1 日	あうる訪問看護リハビリステーション北久里浜	横須賀市根岸町 5 丁目16 番 3 号ハビタ 4 番館 2 A 号室	介護予防訪問看護	横浜市金沢区六浦一丁目17番21号 テイト・エンタープライズ株式会社 代表取締役 呉 島 声 仁
同	よこすか みかん	横須賀市長沢 1 丁目 3 番 15号	介護予防訪問看護	三浦市初声町下宮田 489 番地11 3 F 株式会社みかん 代表取締役 高 橋 宏 美

横須賀市告示第 125 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 5 月31日	横須賀あじさい園 デイサービスセンター	横須賀市粟田 2 丁目20番 1 号	通所介護	横須賀市粟田二丁目20番 1 号 社会福祉法人紫陽花会 理事長 市 川 治 夫

横須賀市告示第 126 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 4 年 6 月 1 日	さくらマート	横須賀市久里浜 4 丁目15 番12号	就労継続支援 B 型	横須賀市佐原五丁目19番20号 特定非営利活動法人創英会 理事長 高 橋 英 和
同	グループホーム郷	横須賀市根岸町 2 丁目13 番50号	共同生活援助	横須賀市西浦賀三丁目27番 4 号 株式会社リレア 代表取締役 白 井 佳代子

横須賀市告示第 127 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	
	変 更 前	変 更 後
船越町 8 丁目町内会	齋 藤 裕 横須賀市船越町 8 丁目21番 8 号	山 下 長 男 横須賀市船越町 8 丁目 6 番 8 号
本公郷町内会	島 崎 竹 司 横須賀市公郷町 3 丁目 105 番地 2	岩 本 毅 横須賀市公郷町 3 丁目 123 番地25
大津町 3 丁目町内会	面 村 覺 横須賀市大津町 3 丁目18番12号	古 山 美枝子 横須賀市大津町 3 丁目31番27号
東町内会	小 柴 薫 横須賀市鴨居 3 丁目 13番 8 号	久 保 尚 人 横須賀市鴨居 3 丁目 10番 4 号
太田和上の里町内会	服 部 雅 光 横須賀市太田和 5 丁目 631 番地	山 田 英 男 横須賀市太田和 5 丁目2728番地

横須賀市告示第 128 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	名 称	所 在 地
令和 4 年 6 月 1 日	わかば薬局おおやべ店	横須賀市大矢部 2 丁目 8 番22号

横須賀市告示第 129 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定

により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
はり札等	5	三春町 3 丁目、深田台、佐野町 6 丁目及び久里浜 4 丁目地内	令和 4 年 5 月 2 日から同月 31 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	3	湘南鷹取 5 丁目及び浦賀 5 丁目・ 6 丁目地内		

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 130 号

平成17年横須賀市告示第 114 号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について）の一部を次のように改正します。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

第 1 項第 8 号中「第85条第 5 項」を「第85条第 6 項」に改め、同項第 9 号中「第85条第 6 項」を「第85条第 7 項」に改める。

横須賀市告示第 131 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 4 年 5 月 2 日から 同月31日まで	台 59	台 3	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町 2 番地
同	11	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	5	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	33	1	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	4	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	47	2	鷹取 2 丁目、夏島町、田浦町 1 丁目、長浦町 5 丁目、安針台、汐入町 1 丁目・ 5 丁目、本町 2 丁目、大滝町 1 丁目、米が浜通 2 丁目、上町 3 丁目、汐見台 2 丁目、公郷町 4 丁目、平作 8 丁目、大矢部 3 丁目、根岸町 4 丁目、西浦賀 6 丁目、岩戸 2 丁目、野比 3 丁目、長井 1 丁目・ 3 丁目、太田和 1 丁目及び芦名 1 丁目地内の道路	同
同	1	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	2	0	衣笠駅第 2 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	浦賀駅第 2 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 1,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課
- ~~~~~

横須賀市告示第 132 号
国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり地籍調査を実施します。
令和 4 年 6 月27日
横須賀市長 上 地 克 明

1 事業計画が定められた年月日
令和 4 年 3 月24日

2 調査を実施する者の名称
横須賀市

3 調査地域
田浦町 1 丁目・ 2 丁目及び長井 5 丁目・ 6 丁目の各一部

4 調査期間
令和 4 年 6 月27日から令和 5 年 3 月31日まで
~~~~~

横須賀市告示第 133 号  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 4 年 6 月27日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 4 年 6 月27日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                          | 敷 地 の 幅 員        | 延 長          |
|-------|-----|----------------------------------------------|------------------|--------------|
| 262   | 旧   | 船越町 3 丁目 2 番の 1 地先から<br>船越町 3 丁目 6 番の 4 地先まで | メートル<br>1.3～ 1.4 | メートル<br>28.8 |
|       | 新   | 船越町 3 丁目 2 番の 1 地先から<br>船越町 3 丁目 2 番の 1 地先まで | 1.3～ 1.4         | 4.6          |
| 1,840 | 旧   | 大津町 3 丁目69番の 2 地先から<br>大津町 3 丁目74番の 1 地先まで   | 1.9～ 3.7         | 32.6         |
|       | 新   | 大津町 3 丁目69番の 2 地先から<br>大津町 3 丁目74番の 1 地先まで   | 1.9～ 4.0         | 32.6         |
| 2,041 | 旧   | 浦賀 6 丁目95番の 4 地先から<br>浦賀 6 丁目94番の 3 地先まで     | 1.8～ 1.9         | 25.7         |
|       | 新   | 浦賀 6 丁目95番の 4 地先から<br>浦賀 6 丁目94番の 3 地先まで     | 1.8～ 2.9         | 25.7         |



公 告

横須賀市公告第94号 (令和4年6月13日)  
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目        | 備 考                      |
|-------|------------|--------------------------|
| 令和4年度 | 介護保険料納入通知書 | 5月分の納期限は、令和4年6月30日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第95号 (令和4年6月13日)  
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別       | 月 別   | 発付年月日     |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 令和3年度 | 介 護 保 険 料 | 1 月 分 | 令和4年2月28日 |
|       |           | 2 月 分 | 令和4年3月30日 |
|       |           | 3 月 分 | 令和4年4月28日 |

(別紙略)

横須賀市公告第96号 (令和4年6月13日)  
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 科 目          | 備 考                             |
|-------|--------------|---------------------------------|
| 令和3年度 | 国民健康保険料決定通知書 | 6月分から3月分までの納期限は、令和4年6月30日に変更する。 |
| 令和4年度 |              | 4月分の納期限は、令和4年6月30日に変更する。        |

(別紙略)

横須賀市公告第97号 (令和4年6月13日)  
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月13日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考                              |
|---------|------------------|----------------------------------|
| 令和 2 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分                              |
| 令和 3 年度 |                  | 減額分                              |
|         |                  | 4 月分の納期限は、令和 4 年<br>6 月30日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第98号 (令和4年6月14日)  
(掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第99号 (令和4年6月14日)  
(掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月14日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第100号 (令和4年6月14日)  
(掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月14日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 税 目                    | 備 考          |
|-------|------------------------|--------------|
| 令和4年度 | 固 定 資 産 税<br>都 市 計 画 税 | 定期賦課分及び6月随時分 |

(別紙略)

横須賀市公告第101号 (令和4年6月17日)  
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年6月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 種 別 | 月 別    | 発付年月日      |
|-----|-----|--------|------------|
|     |     | 6 月 分  | 令和2年7月30日  |
|     |     | 8 月 分  | 令和2年9月30日  |
|     |     | 9 月 分  | 令和2年10月30日 |
|     |     | 10 月 分 | 令和2年11月30日 |

|         |         |        |               |
|---------|---------|--------|---------------|
| 令和 2 年度 | 国民健康保険料 | 11 月 分 | 令和 2 年12月28日  |
|         |         | 12 月 分 | 令和 3 年 1 月29日 |
|         |         | 1 月 分  | 令和 3 年 2 月26日 |
|         |         | 2 月 分  | 令和 3 年 3 月31日 |
|         |         | 3 月 分  | 令和 3 年 4 月30日 |
| 令和 3 年度 |         | 6 月 分  | 令和 3 年 7 月30日 |
|         |         | 7 月 分  | 令和 3 年 8 月31日 |
|         |         | 8 月 分  | 令和 3 年 9 月30日 |
|         |         | 9 月 分  | 令和 3 年10月29日  |
|         |         | 10 月 分 | 令和 3 年11月30日  |
|         |         | 11 月 分 | 令和 3 年12月28日  |
|         |         | 12 月 分 | 令和 4 年 1 月27日 |
|         |         | 1 月 分  | 令和 4 年 2 月28日 |
|         |         | 2 月 分  | 令和 4 年 3 月30日 |
|         |         | 3 月 分  | 令和 4 年 4 月28日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 102 号 (令和 4 年 6 月17日  
掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 6 月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別        | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|------------|-------|---------------|
| 令和 3 年度 | 後期高齢者医療保険料 | 3 月 分 | 令和 4 年 4 月28日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 103 号 (令和 4 年 6 月17日  
掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 6 月17日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号   | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号    | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名              |
|----------------------------|----------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 令和 3 年10月18日<br>令 3 開第 7 号 | 令和 4 年 5 月30日<br>令 4 第 2 号 | 横須賀市秋谷 1 丁目 852 番 1            | 横須賀市浦郷町 5 丁目2931番地<br>株式会社ワン・エイト<br>代表取締役 長谷川 賢 |

横須賀市公告第 104 号

芸術劇場条例（平成 5 年横須賀市条例第36号）第 5 条及びベイスクエア・パーキング条例（平成24年横須賀市条例第18号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。  
令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 名 称               | 所 在 地           |
|-------------------|-----------------|
| 横須賀芸術劇場           | 横須賀市本町 3 丁目27番地 |
| 横須賀市立ベイスクエア・パーキング | 横須賀市本町 3 丁目27番地 |

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

芸術劇場条例第 4 条、第 8 条及び第 9 条並びにベイスクエア・パーキング条例第 4 条及び第 9 条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。

3 申請者の資格要件

法人その他の団体

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日まで

5 申請方法

(1) 申請書の配布場所及び申請場所

ア 申請書の配布場所

横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

イ 申請場所

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課

(2) 提出書類

ア 申請書

イ 事業計画書

ウ 芸術劇場条例施行規則（平成 5 年横須賀市規則第53号）第 2 条第 2 項及びベイスクエア・パーキング条例施行規則（平成24年横須賀市規則第24号）第 2 条第 2 項に規定

する図書等

(3) 申請期間

令和 4 年 9 月22日から同月28日までの午前 9 時から午後零時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

(4) 説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 8 月10日午前10時

イ 場所 横須賀芸術劇場

(5) 提出方法

持参

(6) 問い合わせ先

横須賀市文化スポーツ観光部文化振興課

詳細は、横須賀市のホームページに掲載

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1210/shiteikanri/top.html>

横須賀市公告第 105 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 4 年 6 月27日

横須賀市長 上 地 克 明  
記の 1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林 5 丁目1206番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林 2 丁目15番 3 号

株式会社ヨコスカファミリー

代表取締役 下 澤 敏 也

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市追浜町 2 丁目70番地

徳 間 寿 子

- 記の 2
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 1 丁目79番 2
  - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 5 丁目 9 番33号  
西 脇 博
  - 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 3 丁目21番14号  
嘉 山 惣一郎
- 記の 3
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 3 丁目3065番及び長井 4 丁目3575番 2
  - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井 3 丁目34番17号  
秋 本 敏 美
  - 利用権を設定する方の住所及び氏名  
茅ヶ崎市西久保 995 番地 1  
田 島 ひろみ

- 記の 4
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 4 丁目3574番 1
  - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井 3 丁目34番17号  
秋 本 敏 美
  - 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長瀬 1 丁目14番14号  
今 村 まち子

## 上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第14号  
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）  
第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者  
を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。  
令和 4 年 6 月27日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地               | 指定年月日             | 有効期限             |
|------|------------|---------|---------------------|-------------------|------------------|
| 606  | 株式会社ブルーライン | 清 水 謙 二 | 東京都品川区西五反田一丁目21番10号 | 令和 4 年<br>6 月 1 日 | 令和 9 年<br>5 月31日 |

横須賀市上下水道局告示第15号  
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条  
及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第  
2 条の規定に基づき、令和 9 年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。  
令和 4 年 6 月27日  
横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号  | 工 事 店 名    | 代 表 者 名 | 所 在 地                                | 指 定 年 月 日      |
|-------|------------|---------|--------------------------------------|----------------|
| 須 413 | 株式会社ブルーライン | 清 水 謙 二 | 川崎市中原区上小田中六丁目24番 3<br>号内藤第 2 ハイム 1 階 | 令和 4 年 6 月 1 日 |
| 須 414 | 株式会社野間設備   | 野 間 良 成 | 横須賀市長沢三丁目31番27号                      | 令和 4 年 6 月 6 日 |

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 5 号（令和 4 年 6 月 1 日）  
掲 示 済  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条  
第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律  
第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有  
する方の総数の50分の 1 の数は、6,712です。  
令和 4 年 6 月 1 日  
横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第 6 号（令和 4 年 6 月 1 日）  
掲 示 済  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第 1 項、第80条第  
1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組  
織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1  
項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数は、111,857  
です。  
令和 4 年 6 月 1 日  
横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第 7 号（令和 4 年 6 月 1 日）  
掲 示 済  
市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第  
4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する方の総  
数の 6 分の 1 の数は、55,929です。  
令和 4 年 6 月 1 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

横須賀市選挙管理委員会告示第 8 号（令和 4 年 6 月 3 日）  
掲 示 済  
参議院議員の任期が令和 4 年 7 月25日に満了することに伴い、  
公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規  
定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期し  
ます。  
令和 4 年 6 月 3 日  
横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫  
登録の移替えを延期する期間  
令和 4 年 6 月 4 日から参議院議員通常選挙の期日まで

## 土地開発公社公告

横須賀市土地開発公社公告第 3 号  
令和 3 年度横須賀市土地開発公社事業報告は、5 月27日理事  
会において認定の議決を経ました。  
その要領は次のとおりです。  
令和 4 年 6 月27日  
横須賀市土地開発公社  
理事長 島 内 太 郎  
令和 3 年度横須賀市土地開発公社事業報告書  
本年度は保有土地の管理等の事業を行った。これらの事業実  
績及び運営状況は、次のとおりである。

1 事業実績

(1) 用地管理事業

| 用地名          | 面積          | 取得年度   |
|--------------|-------------|--------|
| 佐原地区文教施設建設用地 | 10,000.31 ㎡ | 平成16年度 |

(2) 用地賃貸事業

| 用地名        | 面積          | 賃貸開始年度 |
|------------|-------------|--------|
| 馬堀海岸地区賃貸用地 | 12,682.09 ㎡ | 平成22年度 |

(3) 土地保有状況

ア 公有用地（佐原地区文教施設建設用地）

| 区分    | 面積          | 金額            |
|-------|-------------|---------------|
| 期首残高  | 10,000.31 ㎡ | 518,712,499 円 |
| 当期増減高 | 0           | △5,664,567    |
| 期末残高  | 10,000.31   | 513,047,932   |

イ 賃貸用地（馬堀海岸地区賃貸用地）

| 区分    | 面積          | 金額              |
|-------|-------------|-----------------|
| 期首残高  | 12,682.09 ㎡ | 1,860,940,296 円 |
| 当期増減高 | 0           | 0               |
| 期末残高  | 12,682.09   | 1,860,940,296   |

2 決算収支

| 区分   | 金額           |
|------|--------------|
| 総収益  | 37,810,656 円 |
| 総費用  | 31,721,009   |
| 差引利益 | 6,089,647    |

3 借入金

| 借入区分  | 長期借入金           | 合計              |
|-------|-----------------|-----------------|
| 期首残高  | 2,380,000,000 円 | 2,380,000,000 円 |
| 当期増減高 | △60,000,000     | △60,000,000     |
| 期末残高  | 2,320,000,000   | 2,320,000,000   |

4 業務の運営

(1) 会議

理事会

第1回 令和3年5月31日

令和2年度事業報告及び決算

第2回 令和4年3月11日

令和4年度事業計画及び予算

(2) 人事

ア 役員数

7人

理事

6人

監事 1人

イ 職員数 6人

（令和4年3月末現在）

横須賀市土地開発公社公告第4号

令和3年度横須賀市土地開発公社決算は、5月27日理事会において認定の議決を経ました。

その要領は次のとおりです。

令和4年6月27日

横須賀市土地開発公社  
理事長 島内太郎

横須賀市土地開発公社

損益計算書

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位 円）

|                |            |            |
|----------------|------------|------------|
| 1 事業収益         |            |            |
| (1) 土地造成事業収益   | 37,800,000 | 37,800,000 |
| 事業総利益          |            | 37,800,000 |
| 2 販売費及び一般管理費   |            |            |
| (1) 販売費及び一般管理費 | 7,339,202  | 7,339,202  |
| 事業利益           |            | 30,460,798 |
| 3 事業外収益        |            |            |
| (1) 受取利息       | 1,776      |            |



|             |            |                         |
|-------------|------------|-------------------------|
| (2) 雑 収 益   | 8,880      | 10,656                  |
| 4 事業外費用     |            |                         |
| (1) 支 払 利 息 | 10,521,807 |                         |
| (2) 手 数 料   | 13,860,000 | 24,381,807              |
| 経 常 利 益     |            | <u>6,089,647</u>        |
| 当 期 純 利 益   |            | <u><u>6,089,647</u></u> |

横須賀市土地開発公社

貸借対照表  
(令和 4 年 3 月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

|                 |                      |                             |
|-----------------|----------------------|-----------------------------|
| 1 流 動 資 産       |                      |                             |
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 72,361,110           |                             |
| (2) 公 有 用 地     | <u>513,047,932</u>   |                             |
| 流 動 資 産 合 計     |                      | 585,409,042                 |
| 2 固 定 資 産       |                      |                             |
| (1) 無 形 固 定 資 産 |                      |                             |
| そ の 他           | 23,040               |                             |
| (2) 投資その他の資産    |                      |                             |
| 賃貸事業の用に供する土地    | <u>1,860,940,296</u> |                             |
| 固 定 資 産 合 計     |                      | <u>1,860,963,336</u>        |
| 資 産 合 計         |                      | <u><u>2,446,372,378</u></u> |

負 債 の 部

|               |                   |                             |
|---------------|-------------------|-----------------------------|
| 1 流 動 負 債     |                   |                             |
| (1) 未 払 金     | 50,000            |                             |
| (2) 前 受 金     | <u>4,285,483</u>  |                             |
| 流 動 負 債 合 計   |                   | 4,335,483                   |
| 2 固 定 負 債     |                   |                             |
| (1) 長 期 借 入 金 | 2,320,000,000     |                             |
| (2) 受 入 保 証 金 | <u>37,800,000</u> |                             |
| 固 定 負 債 合 計   |                   | <u>2,357,800,000</u>        |
| 負 債 合 計       |                   | <u><u>2,362,135,483</u></u> |

資 本 の 部

|                   |                   |                             |
|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 1 資 本 金           |                   |                             |
| (1) 基 本 財 産       | <u>10,000,000</u> |                             |
| 資 本 金 合 計         |                   | 10,000,000                  |
| 2 準 備 金           |                   |                             |
| (1) 前 期 繰 越 準 備 金 | 68,147,248        |                             |
| (2) 当 期 純 利 益     | <u>6,089,647</u>  |                             |
| 準 備 金 合 計         |                   | <u>74,236,895</u>           |
| 資 本 合 計           |                   | <u>84,236,895</u>           |
| 負 債 資 本 合 計       |                   | <u><u>2,446,372,378</u></u> |

注 記 事 項

(重要な会計方針)

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法  
公有用地 … 個別法による原価法
  - 2 固定資産の減価償却の方法  
無形固定資産 … 定額法によっています。
  - 3 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理 … 税込方式によっています。
- (貸借対照表の注記)
- 1 長期借入金については、横須賀市の債務保証を受けています。